本資料のうち,枠囲みの内容は 他社の機密事項を含む可能性が あるため公開できません。

女川原子力発電所第2号	号機 工事計画審査資料
資料番号	02-エ-D-01-0058_改 0
提出年月日	2020年11月13日

# 基本設計方針に関する説明資料

# 【第75条 監視測定設備】

- ・先行審査プラントの記載との比較表
- ・要求事項との対比表

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-7)

・各条文の設計の考え方

(設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6)

# 2020年11月

# 東北電力株式会社

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ol> <li>放射線管理施設</li> <li>1.1 放射線管理用計測装置 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において,発電用原子炉 施設から放出される放射性物質の濃度及び放射線量を 監視し,及び測定し,並びにその結果を記録するため に,移動式周辺モニタリング設備を保管する設計とす る。</li> <li>【75条1】</li> </ol>	差異なし
		重大事故等が発生した場合に発電所において,風向, 風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録 するために,環境測定装置を保管する設計とする。 【75条10】	
		<ul> <li>1.1.3 固定式周辺モニタリング設備 モニタリングポストは、外部電源が使用できない場 合においても、非常用交流電源設備により、空間線量 率を計測することができる設計とする。更に、モニタ リングポストは、専用の無停電電源装置を有し、電源 切替時の短時間の停電時に電源を供給できる設計と し、重大事故等が発生した場合には、非常用交流電源 設備に加えて、代替電源設備である常設代替交流電源 設備から給電できる設計とする。</li> <li>【75条9】</li> <li>【34条29】</li> </ul>	設備名称の相違 表現の相違 設計の差異 (電源系統構成の相違。)
		【34 末 29】 資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	- 1 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>1.1.4 移動式周辺モニタリング設備 重大事故等が発生した場合に発電所及びその周辺 (発電所の周辺海域を含む。)において,発電用原子炉 施設から放出される放射性物質の濃度(空気中,水中, 土壌中)及び放射線量を監視するための移動式周辺モ ニタリング設備として,γ線サーベイメータ,β線サ ーベイメータ,α線サーベイメータ及び電離箱サーベ イメータを設け,測定結果を記録し,保存できるよう に測定値を表示できる設計とし,可搬型ダスト・よう 素サンプラ(個数2(予備1)),小型船舶(個数1(予 備1))を保管する設計とする。 【75条2】</li> </ul>	設備名称の相違
		放射能観測車のダスト・よう素サンプラ,放射性よ う素測定装置又は放射性ダスト測定装置が機能喪失し た場合にその機能を代替する重大事故等対処設備とし て,可搬型ダスト・よう素サンプラ,γ線サーベイメ ータ及びβ線サーベイメータを設け,重大事故等が発 生した場合に,発電所及びその周辺において,発電用 原子炉施設から放出される放射性物質の濃度(空気中) を監視し,及び測定し,並びにその結果を記録し,保 存できるように測定値を表示できる設計とし,放射能 観測車を代替し得る十分な個数を保管する設計とす る。 【75条3】	
		モニタリングポストが機能喪失した場合にその機能 を代替する移動式周辺モニタリング設備として,可搬 型モニタリングポストを設け,重大事故等が発生した 場合に,発電所敷地境界付近において,発電用原子炉 施設から放出される放射線量を監視し,及び測定し, 並びにその結果を記録できる設計とする。 【75条4】	
		資料のうち枠囲みの内容は、他社の機密事項を含む	

 $\mathbf{A}$ 

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ul> <li>可搬型モニタリングポストで測定した放射線量は、</li> <li>電磁的に記録、保存し、電源喪失により保存した記録が失われず、必要な容量を保存できる設計とする。</li> <li>【75条5】</li> </ul>	表現の相違
		可搬型モニタリングポストは、モニタリングポスト を代替し得る十分な個数を保管する設計とする。また、 指示値は、衛星系回線により伝送し、緊急時対策所で 可搬型モニタリングポストデータ処理装置にて監視で きる設計とする。 【75条6】	設備名称の相違
		可搬型モニタリングポストは、重大事故等が発生した場合に、発電所海側及び緊急時対策建屋屋上において、発電用原子炉施設から放出される放射線量を監視し、及び測定し、並びにその結果を記録できる設計とするとともに、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質の侵入を低減又は防止するための確実な判断に用いる設計とする。 【75条7】 【76条23】	
		これらの設備は、炉心の著しい損傷及び原子炉格納 容器の破損が発生した場合に放出されると想定される 放射性物質の濃度及び放射線量を測定できる設計とす る。 【75条8】	

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比

較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(放射線管理施設の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
		<ol> <li>1.1.5 環境測定装置 重大事故等が発生した場合に発電所において、風向、 風速その他の気象条件を測定し、及びその結果を記録 するための設備として、代替気象観測設備(個数1(予 備1))を保管する設計とする。</li> <li>【75条11】</li> </ol>	設備名称の相違 表現の相違
		気象観測設備が機能喪失した場合にその機能を代替 する重大事故等対処設備として,代替気象観測設備は, 重大事故等が発生した場合に,発電所において,風向, 風速その他の気象条件を測定し,及びその結果を記録 できる設計とする。 【75条12】	設備名称の相違
		代替気象観測設備の指示値は,衛星系回線により伝送し,緊急時対策所で代替気象観測設備データ処理装置にて監視できる設計とする。 【75条14】	設備名称の相違
		代替気象観測設備で測定した風向,風速その他の気 象条件は,電磁的に記録,保存し,電源喪失により保 存した記録が失われず,必要な容量を保存できる設計 とする。 【75条13】	表現の相違

- 4 -

【】番号:様式-7との紐づけを示す番号であり、本比 較表において追記したもの(比較対象外)

先行審査プラントの記載との比較表(非常用電源設備の基本設計方針)

≪参考≫柏崎刈羽原子力発電所第7号機(2020/9/25補正申請版)	東海第二発電所	女川原子力発電所第2号機	備考
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)
			<柏崎刈羽7号との比較> 設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)
			< 柏崎刈羽7号との比較>
			設計の差異 (柏崎刈羽7号固有の設備に関する記載。)

- 1 -

 $\neg$ 



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書)別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

		安水争坦。	との対比表		
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		ロ 発電用原子炉施設の一般構造			
		(3) その他の主要な構造			
		(i) 本発電用原子炉施設は,(1)			
		耐震構造,(2)耐津波構造に加			
		え,以下の基本的方針のもとに安			
		全設計を行う。			
		a. 設計基準対象施設			
		(z) 監視設備	第六十条 監視測定設備		
第七十五条 発電用原子炉施設	重大事故等が発生した場合に	発電用原子炉施設には,通常運	適合のための設計方針	設備設計の明確化	放射線管理施設
には、重大事故等が発生した場合	発電所及びその周辺(発電所の周	転時,運転時の異常な過渡変化時	重大事故等が発生した場合に	(SA 設備として設置する監視測	1.1 放射線管理用計測装置
に工場等及びその周辺(工場等の	辺海域を含む。)において、発電	及び設計基準事故時において,当	発電所及びその周辺(発電所の周	定設備を明確化した。)	
周辺海域を含む。)において発電	用原子炉施設から放出される放	該発電用原子炉施設及びその境	辺海域を含む。)において発電用		
用原子炉施設から放出される放	射性物質の濃度及び放射線量を	界付近における放射性物質の濃	原子炉施設から放出される放射		
射性物質の濃度及び放射線量を	監視し,及び測定し,並びにその	度及び放射線量を監視,測定し,	性物質の濃度及び放射線量を監		
監視し、及び測定し、並びにその	結果を記録するために,移動式周	並びに設計基準事故時における	視し,及び測定し,並びにその結		
結果を記録することができる設	辺モニタリング設備を保管する	迅速な対応のために必要な情報	果を記録するために必要な重大		
備を施設しなければならない。①	設計とする。	を中央制御室及び緊急時対策所	事故等対処設備を保管する。重大		
	①a 【75条1】	に表示できる設備 (安全施設に属	事故等が発生した場合に発電所		①a 引用元:P5
		するものに限る。)を設ける。 5	において風向,風速その他の気象		
【解釈】	重大事故等が発生した場合に	モニタリングポストは, 非常用	条件を測定し,及びその結果を記	同趣旨の記載であるが,表現の違	放射線管理施設
1 第1項に規定する「発電用原	発電所及びその周辺 (発電所の周	交流電源設備に接続し,電源復旧	録するために必要な重大事故等	いによる差異あり	1.1.4 移動式周辺モニタリング
子炉施設から放出される放射性	辺海域を含む。)において,発電	までの期間, 電源を供給できる設	対処設備を保管する。 🗘 (①a 重		設備
物質の濃度及び放射線量を監視	用原子炉施設から放出される放	計とする。さらに, モニタリング	複)		
し、及び測定し、並びにその結果	射性物質の濃度(空気中,水中,	ポストは, 専用の無停電電源装置	重大事故等が発生した場合に		
を記録することができる設備」と	土壌中)及び放射線量を監視する	を有し, 電源切替時の短時間の停	発電所及びその周辺(発電所の周		
は、以下に掲げる措置又はこれら	ための移動式周辺モニタリング	電時に電源を供給できる設計と	辺海域を含む。)において発電用		
と同等以上の効果を有する措置	設備として, γ線サーベイメー	する。 5	原子炉施設から放出される放射		
を行うための設備をいう。	タ, β線サーベイメータ, α線サ	モニタリングポストで測定し	性物質の濃度及び放射線量を監		
a)モニタリング設備は、炉心の	ーベイメータ及び電離箱サーベ	たデータの伝送系は, モニタリン	視し,及び測定し,並びにその結		
著しい損傷及び原子炉格納容器	イメータを設け,測定結果を記録	グポスト設置場所から中央制御	果を記録するための設備として,		
の破損が発生した場合に放出さ	し,保存できるように測定値を表	室及び中央制御室から緊急時対	可搬型モニタリングポスト, 可搬		
れると想定される放射性物質の	示できる設計とし, 可搬型ダス	策建屋間において有線系回線及	型放射線計測装置及び小型船舶		
濃度及び放射線量を測定できる	ト・よう素サンプラ(個数 2(予	び無線系回線により多様性を有	を設ける。 🗘 (①b 重複)		
ものであること。②	備 1)), 小型船舶(個数 1 (予備	し,指示値は中央制御室で監視	モニタリングポストが機能喪		①b 引用元:P7
	1))を保管する設計とする。	し, 現場等で記録を行うことがで	失した場合にその機能を代替す		①c 引用元:P8
b)常設モニタリング設備(モニ	①b①c①d 【75 条 2】	きる設計とする。また,緊急時対	る重大事故等対処設備として,可		①d 引用元: P19
タリングポスト等) が機能喪失し		策所でも監視することができる	搬型モニタリングポストは,重大		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定摂拠に関する説明書別総-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	机工初中注书			乳果教司 计终其继用则	
技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
ても代替し得る十分な台数のモ		設計とする。 5 モニタリングポ	事故等が発生した場合に,発電所		
ニタリングカー又は可搬型代替		ストは,その測定値が設定値以上	敷地境界付近において,発電用原		
モニタリング設備を配備するこ	放射能観測車のダスト・よう素	に上昇した場合,直ちに中央制御	子炉施設から放出される放射線	同趣旨の記載であるが,表現の違	放射線管理施設
£. 3	サンプラ, 放射性よう素測定装置	室に警報を発信する設計とする。	量を監視し,及び測定し,並びに	いによる差異あり	1.1.4 移動式周辺モニタリング
	又は放射性ダスト測定装置が機	6	その結果を記録できる設計とし,		設備
c)常設モニタリング設備は、代	能喪失した場合にその機能を代	重大事故等が発生した場合に	モニタリングポストを代替し得		
替交流電源設備からの給電を可	替する重大事故等対処設備とし	発電所及びその周辺 (発電所の周	る十分な台数を保管する。 🗘 (①		
能とすること。④	て, 可搬型ダスト・よう素サンプ	辺海域を含む。)において発電用	g③a 重複)		
	ラ,γ線サーベイメータ及びβ線	原子炉施設から放出される放射	また, 可搬型モニタリングポス		
	サーベイメータを設け,重大事故	性物質の濃度及び放射線量を監	トは,重大事故等が発生した場合		
	等が発生した場合に,発電所及び	視し,及び測定し,並びにその結	に,発電所海側及び緊急時対策建		
	その周辺において,発電用原子炉	果を記録するために必要な重大	屋屋上において,発電用原子炉施		
	施設から放出される放射性物質	事故等対処設備を設置及び保管	設から放出される放射線量を監		
	の濃度(空気中)を監視し,及び	する。 <u>1</u> (①a 重複)重大事故等	視し,及び測定し,並びにその結		
	測定し、並びにその結果を記録	が発生した場合に発電所におい	果を記録できる設計とする。 🗘		
	し,保存できるように測定値を表	て風向,風速その他の気象条件を	(①i 重複)		
	示できる設計とし,放射能観測車	測定し,及びその結果を記録する	可搬型モニタリングポストの		
	を代替し得る十分な個数を保管	ために必要な重大事故等対処設	指示値は,衛星系回線により伝送		
	する設計とする。	備を保管する。 1 (⑤a 重複)	し, 緊急時対策所で監視できる設		①e 引用元:P19
	①e①f 【75条3】		計とする。⇔(③b 重複)		①f 引用元:P6
			放射能観測車のダスト・よう素		
			サンプラ,放射性よう素測定装置		
		チ 放射線管理施設の構造及び設	又は放射性ダスト測定装置が機		
		備	能喪失した場合にその機能を代		
		<ol> <li>(1) 屋内管理用の主要な設備の</li> </ol>	替する重大事故等対処設備とし		
	モニタリングポストが機能喪	種類	て, 可搬型放射線計測装置は, 重	設備設計の明確化	同上
	失した場合にその機能を代替す	(iii) 放射線監視設備	大事故等が発生した場合に,発電	(可搬型モニタリングポストの	
	る移動式周辺モニタリング設備	重大事故等時の使用済燃料プ	所及びその周辺において,発電用	設備区分を明記した。)	
	として, 可搬型モニタリングポス	ール上部の空間線量率を測定す	原子炉施設から放出される放射		
	トを設け,重大事故等が発生した	るための使用済燃料プール上部	性物質の濃度(空気中)を監視し,		
	場合に,発電所敷地境界付近にお	空間放射線モニタ (高線量,低線	及び測定し,並びにその結果を記		
	いて,発電用原子炉施設から放出	量)については,「ニ(3)(ii)使	録できるように測定値を表示す		
	される放射線量を監視し,及び測	用済燃料プールの冷却等のため	る設計とし, 放射能観測車を代替		
	定し,並びにその結果を記録でき	の設備」に記載する。2	し得る十分な台数を保管する。		
	る設計とする。	重大事故等時の原子炉格納容	①(①f 重複)		
	①g 【75条4】	器内の放射線量率を測定するた	重大事故等が発生した場合に,		①g 引用元:P5
		めの格納容器内雰囲気放射線モ	発電所及びその周辺 (発電所の周		

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書 別添-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	安水 尹 久 C 設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
	可搬型モニタリングポストで	ニタ(D/W)及び格納容器内雰	辺海域を含む。)において、発電	同趣旨の記載であるが,表現の違	放射線管理施設
	測定した放射線量は、電磁的に記	囲気放射線モニタ (S/C)を設	用原子炉施設から放出される放	いによる差異あり	1.1.4 移動式周辺モニタリング
	録,保存し,電源喪失により保存	ける。 7	射性物質の濃度(空気中、水中、		設備
	した記録が失われず,必要な容量	原子炉格納容器フィルタベン	土壌中)及び放射線量を測定する		
	を保存できる設計とする。	ト系の排出経路における放射性	ための重大事故等対処設備とし		
	①h 【75 条 5】	物質濃度を測定するためのフィ	て,可搬型放射線計測装置及び小		①h 引用元:P6
		ルタ装置出口放射線モニタにつ	型船舶を使用する。 🗘 (①b 重複)		
	可搬型モニタリングポストは,	いては,「リ(3)(ii)d.水素爆発	可搬型放射線計測装置は,重大	設備設計の明確化	同上
	モニタリングポストを代替し得	による原子炉格納容器の破損を	事故等が発生した場合に,発電所	(緊急時対策所にて計測結果を	
	る十分な個数を保管する設計と	防止するための設備」に記載す	及びその周辺(発電所の周辺海域	処理する機器を明記した。)	
	する。また, 指示値は, 衛星系回	る。2	を含む。)において,発電用原子		
	線により伝送し,緊急時対策所で	重大事故等時の耐圧強化ベン	炉施設から放出される放射性物		
	可搬型モニタリングポストデー	ト系の放射線量率を測定するた	質の濃度 (空気中, 水中, 土壤中)		
	タ処理装置にて監視できる設計	めの耐圧強化ベント系放射線モ	及び放射線量を監視し,及び測定		
	とする。	ニタを設ける。 7	し,並びにその結果を記録できる		③a 引用元:P5
	<mark>③a③b</mark> 【75 条 6】	緊急時対策所内への希ガス等	ように測定値を表示する設計と		③b 引用元:P6
		の放射性物質の侵入を低減又は	する。発電所の周辺海域において		
	可搬型モニタリングポストは,	防止するための加圧判断ができ	は,小型船舶を用いる設計とす		同上
	重大事故等が発生した場合に,発	るよう, 放射線量を監視, 測定す	る。��(①b 重複)		
	電所海側及び緊急時対策建屋屋	るための緊急時対策所可搬型エ	これらの設備は, 炉心の著しい		
	上において,発電用原子炉施設か	リアモニタについては,「ヌ	損傷及び原子炉格納容器の破損		
	ら放出される放射線量を監視し,	(3)(vi) 緊急時対策所」に記載す	が発生した場合に放出されると		
	及び測定し,並びにその結果を記	z. 2	想定される放射性物質の濃度及		
	録できる設計とする。	プロセス放射線モニタリング設	び放射線量を測定できる設計と		
	①i 【75条7】	備一式	する。①(②重複)		①i 引用元:P6
		エリア放射線モニタリング設備	重大事故等が発生した場合に		
	これらの設備は, 炉心の著しい	一式	発電所において風向,風速その他		同上
	損傷及び原子炉格納容器の破損	放射線サーベイ機器(1号及び2	の気象条件を測定し,及びその結		
	が発生した場合に放出されると	号炉共用,既設) 一式	果を記録するための設備として,		
	想定される放射性物質の濃度及	4	代替気象観測設備を設ける。 🗘		
	び放射線量を測定できる設計と	[常設重大事故等対処設備]	(⑤b 重複)		
	する。	使用済燃料プール上部空間放射	気象観測設備が機能喪失した		
	② 【75条8】	線モニタ(高線量、低線量)	場合にその機能を代替する重大		②引用元:P7
		(「ニ(3)(ii) 使用済燃料プ	事故等対処設備として,代替気象		
		ールの冷却等のための設備」	観測設備は,重大事故等が発生し		
	モニタリングポストは, 重大事	及び「へ 計測制御系統施設の	た場合に、発電所において風向、	設備設計の明確化	放射線管理施設
	故等が発生した場合には,非常用	構造及び設備」と兼用)	風速その他の気象条件を測定し,	(重大事故等時の設計であるこ	1.1.3 固定式周辺モニタリング

 $\frown$ 

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線	泉)
青色:設置変更許可本文及び添付書類八か	らの引用以外の記載
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)	との対比
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)	との対比
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針	- (後) との対比

【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

要求事項との対比表
又小手 云 一 小 四 八

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	200月112次 設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	交流電源設備に加えて、代替電源		及びその結果を記録できる設計	とを明確化した。)	
	設備である常設代替交流電源設	個数 1	とする。 (5d 重複)		BA MB
	備から給電できる設計とする。	低線量	代替気象観測設備の指示値は、		
	<ol> <li>4 【75条9】</li> </ol>	個数 1	衛星系回線により伝送し、緊急時		④引用元:P7
		8	対策所で監視できる設計とする。		
		格納容器内雰囲気放射線モニタ	<ul> <li>◆(⑤f 重複)</li> </ul>		
		(D/W)	モニタリングポストは,非常用		
		(「へ 計測制御系統施設の構	交流電源設備に接続しており,非		
2 発電用原子炉施設には、重大	重大事故等が発生した場合に	造及び設備」と兼用)	常用交流電源設備からの給電が	設備設計の明確化	放射線管理施設
事故等が発生した場合に工場等	発電所において、風向、風速その	個数 2	喪失した場合は,代替交流電源設	(配備する設備の設備区分を明	1.1. 放射線管理用計測装置
において風向、風速その他の気象	他の気象条件を測定し、及びその	格納容器内雰囲気放射線モニタ	備である常設代替交流電源設備	確化した。)	
条件を測定し、及びその結果を記	結果を記録するために,環境測定	(S/C)	から給電できる設計とする。		
録することができる設備を施設	装置を保管する設計とする。	(「へ 計測制御系統施設の構	(④重複)		
しなければならない。 ⑤	⑤a 【75条10】	造及び設備」と兼用)			⑤a 引用元:P5
		個数 2			
		フィルタ装置出口放射線モニタ			
	重大事故等が発生した場合に	(「へ 計測制御系統施設の構	8. 放射線管理施設	同趣旨の記載であるが,表現の違	放射線管理施設
	発電所において,風向,風速その	造及び設備 及び「リ(3)(ii)	8.1 放射線管理設備	いによる差異あり	1.1.5 環境測定装置
	他の気象条件を測定し、及びその	d. 水素爆発による原子炉格	8.1.2 重大事故等時		
	結果を記録するための設備とし	納容器の破損を防止するため	8.1.2.1 概要		
	て,代替気象観測設備(個数1(予	の設備」と兼用)	重大事故等が発生した場合に		
	備1))を保管する設計とする。	個数 2	発電所及びその周辺(発電所の周		⑤b 引用元: P7
	<b>⑤b⑤c</b> 【75条11】	耐圧強化ベント系放射線モニタ	辺海域を含む。)において発電用		⑤c 引用元: P8
		(「へ 計測制御系統施設の構	原子炉施設から放出される放射		
	気象観測設備が機能喪失した	造及び設備」と兼用)	性物質の濃度及び放射線量を監	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	場合にその機能を代替する重大	個数 2	視し,及び測定し,並びにその結	いによる差異あり	
	事故等対処設備として,代替気象	7	果を記録するために必要な重大		
	観測設備は,重大事故等が発生し	[可搬型重大事故等対処設備]	事故等対処設備を保管する。 🗘		
	た場合に,発電所において,風向,	緊急時対策所可搬型エリアモニ	(①a 重複)		
	風速その他の気象条件を測定し,	<i>A</i>	重大事故等が発生した場合に		
	及びその結果を記録できる設計	(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」	発電所において風向,風速その他		
	とする。	と兼用)	の気象条件を測定し,及びその結		
	⑤d 【75 条 12】	台数1(予備1)	果を記録するために必要な重大		⑤d 引用元: P7
		9	事故等対処設備を保管する。 🗘		
			(⑤a 重複)		
	代替気象観測設備で測定した	(2) 屋外管理用の主要な設備の	放射線管理設備(重大事故等	同趣旨の記載であるが,表現の違	同上
	風向,風速その他の気象条件は,	種類	時)の保管,設置又は使用場所の	いによる差異あり	

赤色:様式-6に関する記載(付番及び下線)	
青色:設置変更許可本文及び添付書類八からの引用以外の記載	ŝ
茶色:設置変更許可と基本設計方針(後)との対比	
緑色:技術基準規則と基本設計方針(後)との対比	
紫色:基本設計方針(前)と基本設計方針(後)との対比	

【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定低機に関する説明書 別添-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	2 00 XI LL 衣 設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	電磁的に記録、保存し、電源喪失	重大事故等が発生した場合に	概要図を第8.1-2 図から第8.1		
	により保存した記録が失われず、	 発電所及びその周辺 (発電所の周	-5 図に示す。 ②		
	必要な容量を保存できる設計と		使用済燃料プールに係る重大		
	する。	原子炉施設から放出される放射	事故等により,使用済燃料プール		
	<b>⑤</b> e 【75 条 13】	性物質の濃度及び放射線量を監	上部の空間線量率が変動する可		⑤e 引用元:P10
		視し、及び測定し、並びにその結	能性のある範囲にわたり測定す		
		 果を記録するために必要な重大	るために必要な重大事故等対処		
	代替気象観測設備の指示値は,	事故等対処設備を保管する。①a	設備を設置する。 ③	設備設計の明確化	放射線管理施設
	衛星系回線により伝送し,緊急時	重大事故等が発生した場合に	重大事故等が発生し,計測機器	(緊急時対策所にて計測結果を	1.1.5 環境測定装置
	対策所で代替気象観測設備デー	発電所において風向,風速その他	(非常用のものを含む。)の故障	処理する機器を明記した。)	
	タ処理装置にて監視できる設計	の気象条件を測定し,及びその結	により,当該重大事故等に対処す		
	とする。	<u>果を記録するために</u> 必要な重大	るために監視することが必要な		
	⑤f 【75条14】	事故等対処設備 <u>を保管する</u> 。 ⑤a	パラメータである原子炉格納容		⑤f 引用元:P7
		重大事故等が発生した場合に	器内の放射線量率を計測又は監		
		発電所及びその周辺 (発電所の周	視及び記録するために必要な重		
		辺海域を含む。)において発電用	大事故等対処設備を設置する。		
		原子炉施設から放出される放射	<₽		
		性物質の濃度及び放射線量を監	原子炉格納容器フィルタベン		
		視し,及び測定し,並びにその結	ト系及び耐圧強化ベント系の排		
		果を記録するための設備として,	出経路における放射性物質濃度		
		可搬型モニタリングポスト, 可搬	を測定するために必要な重大事		
		型放射線計測装置及び小型船舶	故等対処設備を設置する。 4		
		を設ける。 ӏ (①b 重複)	緊急時対策所内への希ガス等		
		<u>モニタリングポストが機能喪</u>	の放射性物質の侵入を低減又は		
		<u>失した場合にその機能を代替す</u>	防止するための加圧判断ができ		
		<u>る</u> 重大事故等対処設備として, <u>可</u>	るよう, 放射線量を監視, 測定す		
		<u>搬型モニタリングポスト</u> は, <u>重大</u>	るために必要な重大事故等対処		
		事故等が発生した場合に,発電所	設備を保管する。 📀		
		<u>敷地境界付近において,発電用原</u>			
		<u>子炉施設から放出される放射線</u>	8.1.2.2 設計方針		
		<u>量を監視し,及び測定し,並びに</u>	(1) 放射性物質の濃度及び放射		
		<u>その結果を記録できる設計と</u> し,	線量の測定に用いる設備		
		①g <u>モニタリングポストを代替</u>	a.可搬型モニタリングポストに		
		<u>し得る十分な</u> 台数 <u>を保管する</u> 。③	よる放射線量の測定及び代替測		
		а	定		
		また, <u>可搬型モニタリングポス</u>	モニタリングポストが機能喪		
	1	<u>トは,重大事故等が発生した場合</u>	失した場合にその機能を代替す		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 問連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		に,発電所海側及び緊急時対策建	る重大事故等対処設備として,可		
		屋屋上において,発電用原子炉施	搬型モニタリングポストを使用		
		設から放出される放射線量を監	する。		
		視し、及び測定し、並びにその結	可搬型モニタリングポストは,		
		果を記録できる設計とする。①i	重大事故等が発生した場合に,発		
		可搬型モニタリングポストの	電所敷地境界付近において,発電		
		指示値は,衛星系回線により伝送	用原子炉施設から放出される放		
		し, 緊急時対策所で監視できる設	射線量を監視し,及び測定し,並		
		ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	びにその結果を記録できる設計		
		放射能観測車のダスト・よう素	とし, モニタリングポストを代替		
		サンプラ,放射性よう素測定装置	し得る十分な台数を保管する。		
		又は放射性ダスト測定装置が機	①(①g③a 重複)		
		能喪失した場合にその機能を代	また, 可搬型モニタリングポス		
		替する重大事故等対処設備とし	トは,重大事故等が発生した場合		
		て,可搬型放射線計測装置は,重	に,発電所海側及び緊急時対策建		
		大事故等が発生した場合に,発電	屋屋上において,発電用原子炉施		
		所及びその周辺において,発電用	設から放出される放射線量を監		
		原子炉施設から放出される放射	視し,及び測定し,並びにその結		
		<u>性物質の濃度(空気中)を監視し,</u>	果を記録できる設計とする。		
		及び測定し,並びにその結果を記	なお, 可搬型モニタリングポス		
		<u>録できるように測定値を表示</u> す	トは,発電用原子炉施設から放出		
		る設計とし,放射能観測車を代替	される放射線量を測定できるよ		
		<u>し得る十分な</u> 台 <u>数を保管する</u> 。①	うに適切な位置に設置する。 🗘		
		f	(①i 重複)		
		放射性物質の濃度及び放射線	可搬型モニタリングポストの		
		量を測定するための重大事故等	指示値は,衛星系回線により伝送		
		対処設備として,可搬型放射線計	し,緊急時対策所で監視できる設		
		測装置は,重大事故等が発生した	計とする。��(③b 重複) <u>可搬型</u>		
		場合に,発電所及びその周辺(発	<u>モニタリングポストで測定した</u>		
		<u>電所の周辺海域を含む。)におい</u>	放射線量は, 電源喪失により保存		
		て,発電用原子炉施設から放出さ	<u>した記録が失われ</u> ないよう <u>, 電磁</u>		
		<u>れる放射性物質の濃度(空気中,</u>	<u>的に記録,保存</u> する設計とする。		
		水中, 土壤中) 及び放射線量を監	また,記録は <u>必要な容量を保存で</u>		
		<u>視</u> し, <u>及び測定</u> し,並びにその <u>結</u>	<u>きる設計とする。</u> ①h		
		<u>果を記録</u> できるように <u>測定値を</u>	可搬型モニタリングポストの		
		<u>表示</u> する <u>設計と</u> する。発電所の周	電源は, 蓄電池を使用する設計と		
		辺海域においては, <u>小型船舶を</u> 用	する。 🗇		

 $\mathcal{C}$ 



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 < 関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵機に関する説明書別談-1) : 前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項と	の対比表
女小ず頃し	VMLAX

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	200 列 比 衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	5 env
		いる <u>設計とする。</u> ①b	主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
		これらの設備は、炉心の著しい	・可搬型モニタリングポスト		
		損傷及び原子炉格納容器の破損	<6>		
		が発生した場合に放出されると			
		想定される放射性物質の濃度及	b. 可搬型放射線計測装置による		
		び放射線量を測定できる設計と	空気中の放射性物質の濃度の代		
		<u> する。</u> 2	替測定		
		重大事故等が発生した場合に	放射能観測車のダスト・よう素		
		発電所において風向,風速その他	サンプラ,放射性よう素測定装置		
		の気象条件を測定し,及びその結	又は放射性ダスト測定装置が機		
		果を記録するための設備として,	能喪失した場合にその機能を代		
		代替気象観測設備を設ける。 ⑤b	替する重大事故等対処設備とし		
		気象観測設備が機能喪失した	て, 可搬型放射線計測装置 (ダス		
		場合にその機能を代替する重大	ト・よう素サンプラの代替として		
		事故等対処設備として,代替気象	可搬型ダスト・よう素サンプラ,		
		観測設備は,重大事故等が発生し	放射性よう素測定装置の代替と		
		た場合に,発電所において風向,	してγ線サーベイメータ,放射性		
		風速その他の気象条件を測定し,	ダスト測定装置の代替としてβ		
		及びその結果を記録できる設計	線サーベイメータ)を使用する。		
		<u>とする。</u> ⑤d	可搬型放射線計測装置は,重大		
		代替気象観測設備の指示値は、	事故等が発生した場合に,発電所		
		衛星系回線により伝送し,緊急時	及びその周辺において,発電用原		
		対策所で監視できる設計とする。	子炉施設から放出される放射性		
		5f	物質の濃度(空気中)を監視し、		
		<u>モニタリングポストは,</u> 非常用	及び測定し,並びにその結果を記		
		交流電源設備に接続しており, 非	録できるように測定値を表示す		
		<u>常用交流電源設備</u> からの給電が	る設計とし,放射能観測車を代替		
		喪失した場合は,代替電源設備で	し得る十分な台数を保管する。		
		ある常設代替交流電源設備から	①(①f 重複)		
		<u>給電できる設計とする。</u> ④	可搬型放射線計測装置のうち		
			γ線サーベイメータ及びβ線サ		
		常設代替交流電源設備につい	ーベイメータの電源は, 乾電池を		
		ては,「ヌ(2)(iv)代替電源設備」	使用する設計とし、可搬型ダス		
		に記載する。2	ト・よう素サンプラの電源は、蓄		
			電池を使用する設計とする。		
		スタック放射線モニタ 一式	主要な設備は,以下のとおりと		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
		放射性廃棄物放出水モニタ	する。		
		一式	<ul> <li>可搬型放射線計測装置(可搬型)</li> </ul>		
		気象観測設備(1号,2号及び3	ダスト・よう素サンプラ, γ線サ		
		号炉共用,既設) 一式	ーベイメータ, β線サーベイメー		
		周辺モニタリング設備(1号,2	夕)		
		号及び3号炉共用,既設)			
		一式			
		放射能観測車(1号,2号及び3	c. 可搬型放射線計測装置等によ		
		号炉共用,既設) 一式	る放射性物質の濃度及び放射線		
		4	量の測定		
			重大事故等が発生した場合に,		
		[可搬型重大事故等対処設備]	発電所及びその周辺(発電所の周		
		可搬型モニタリングポスト	辺海域を含む。)において、発電		
		(「ヌ(3)(vi) 緊急時対策所」と	用原子炉施設から放出される放		
		兼用)	射性物質の濃度(空気中,水中,		
		台 数 9 (予備2)	土壤中)及び放射線量を測定する		
			ための重大事故等対処設備とし		
		可搬型放射線計測装置	て,可搬型放射線計測装置及び小		
		一式(予備を含む。)	型船舶を使用する。 🇘 (①b 重複)		
		4	可搬型放射線計測装置は,重大		
		小型船舶	事故等が発生した場合に,発電所		
		艇 数 <u>1 (予備1)</u> ①c	及びその周辺(発電所の周辺海域		
			を含む。)において,発電用原子		
		代替気象観測設備	炉施設から放出される放射性物		
		台数 <u>1 (予備1)</u> 5c	質の濃度 (空気中,水中,土壤中)		
			及び放射線量を監視し,及び測定		
			し,並びにその結果を記録できる		
			ように測定値を表示する設計と		
			する。発電所の周辺海域において		
			は,小型船舶を用いる設計とす		
			る。��(①b 重複)		
			可搬型放射線計測装置のうち		
			γ線サーベイメータ,β線サーベ		
			イメータ, α線サーベイメータ及		
			び電離箱サーベイメータの電源		
			は, 乾電池を使用する設計とし,		

可搬型ダスト・よう素サンプラの



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 問連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			電源は,蓄電池を使用する設計と	<u> </u>	
			する。 💎		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			<ul> <li>可搬型放射線計測装置(可搬型)</li> </ul>		
			ダスト・よう素サンプラ,γ線サ		
			ーベイメータ, β線サーベイメー		
			タ, α線サーベイメータ, 電離箱		
			サーベイメータ)		
			・小型船舶		
			これらの設備は, 炉心の著しい		
			損傷及び原子炉格納容器の破損		
			が発生した場合に放出されると		
			想定される放射性物質の濃度及		
			び放射線量を測定できる設計と		
			する。①(②重複)		
			(2) 風向,風速その他の気象条件		
			の測定に用いる設備		
			a.代替気象観測設備による気象		
			<ul><li>観測項目の代替測定</li><li>気象観測設備が機能喪失した</li></ul>		
			場合にその機能を代替する重大		
			事故等対処設備として,代替気象		
			観測設備を使用する。 代替気象観測設備は,重大事故		
			等が発生した場合に,発電所にお いて風向,風速その他の気象条件		
			を測定し,及びその結果を記録で きる設計とし,気象観測設備を代		
			さる設計とし、 気象観例設備を代替し得る十分な台数を保管する。		
			谷し侍る十分な百剱を休官する。 ◆ (5b 重複)		
			√(⑤) 単後)   代替気象観測設備の指示値は、		
			衛星系回線により伝送し,緊急時		
			対策所で監視できる設計とする。		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別添-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			代替気象観測設備で測定した		
			風向,風速その他の気象条件は,		
			<u>電源喪失により保存した記録が</u>		
			<u>失われ</u> ないよう, 電磁的に記録,		
			<u>保存</u> する設計とする。また, 記録		
			は <u>必要な容量を保存できる設計</u>		
			<u>とする。</u> 5e		
			代替気象観測設備の電源は, 蓄		
			電池を使用する設計とする。 🗇		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			• 代替気象観測設備		
			(3) モニタリングポストの代替		
			交流電源設備		
			モニタリングポストは,非常用		
			交流電源設備に接続しており,非		
			常用交流電源設備からの給電が		
			喪失した場合は,代替交流電源設		
			備である常設代替交流電源設備		
			から給電できる設計とする。 🗘		
			(④重複)		
			主要な設備は,以下のとおりと		
			する。		
			・常設代替交流電源設備(10.2)		
			代替電源設備)		
			非常用交流電源設備について		
			は、「10.1 非常用電源設備」に記		
			載する。		
			常設代替交流電源設備につい		
			ては,「10.2 代替電源設備」に記		
			載する。		
			$\Diamond$		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	查不限时方到(仅)	<u> </u>		及0 坐冲版时为到 2 0 7 元	
			(4) 使用済燃料プールの状態監		
			視に用いる設備		
			重大事故等時の使用済燃料プ		
			ール上部の空間線量率を測定す		
			るための使用済燃料プール上部		
			空間放射線モニタ(高線量,低線 量)については,「4.3 使用済燃		
			単)については、「4.5 使用角燃 料プールの冷却等のための設備」		
			科ジールの中却等のための設備」 に記載する。		
			$\sim$		
			(5) 原子炉格納容器内の状態監		
			視に用いる設備		
			重大事故等時の原子炉格納容		
			器内の放射線量率を測定するた		
			めの格納容器内雰囲気放射線モ		
			ニタ(D/W)及び格納容器内雰		
			囲気放射線モニタ (S/C) につ		
			いては,「6.4 計装設備(重大事		
			故等対処設備)」に記載する。		
			$\langle \! 4 \rangle$		
			(6) 原子炉格納容器フィルタベ		
			ント系等の状態監視に用いる設		
			備		
			原子炉格納容器フィルタベン		
			ト系の排出経路における放射性		
			物質濃度を測定するためのフィ		
			ルタ装置出口放射線モニタにつ		
			いては、「9.5 水素爆発による原		
			子炉格納容器の破損を防止する		
			ための設備」に記載する。重大事		
			故等時の耐圧強化ベント系の放		
			射線量率を測定するための耐圧		
			強化ベント系放射線モニタにつ		
			いては、「6.4 計装設備(重大事		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 問連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

要求事項と	の対比表

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	C 8114
			故等対処設備)」に記載する。		
			$\langle \! \! \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \  \ $		
			(7) 緊急時対策所の放射線量の		
			測定に用いる設備		
			緊急時対策所内への希ガス等		
			の放射性物質の侵入を低減又は		
			防止するための加圧判断ができ		
			るよう, 放射線量を監視, 測定す		
			るための緊急時対策所可搬型エ		
			リアモニタについては,「10.9 緊		
			急時対策所」に記載する。		
			\$		
			8.1.2.2.1 多様性,位置的分散		
			基本方針については,「1.1.7.		
			1 多様性, 位置的分散, 悪影響防		
			止等」に示す。		
			可搬型モニタリングポストは,		
			屋外のモニタリングポストと離		
			れた第1保管エリア,第2保管エ		
			リア,第4保管エリア及び緊急時		
			対策建屋内に分散して保管する		
			ことで, 共通要因によって同時に		
			機能を損なわないよう位置的分		
			散を図る設計とする。		
			可搬型放射線計測装置は, 屋外		
			に保管する放射能観測車と離れ		
			た緊急時対策建屋内に保管する		
			ことで, 共通要因によって同時に		
			機能を損なわないよう位置的分		
			散を図る設計とする。		
			小型船舶は,予備と分散して第		
			1保管エリア及び第4保管エリ		
			アに保管することで,共通要因に		
			よって同時に機能を損なわない		
			よう位置的分散を図る設計とす		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
	(次) (次)	<i>π</i> Δ	る。 代替気象観測設備は,屋外の気 象観測設備と離れた第2保管エ リア及び第4保管エリアに分散 して保管することで,共通要因に よって同時に機能を損なわない		
			よう位置的分散を図る設計とす る。		
			基本方針については、「1.1.7. 1 多様性,位置的分散,悪影響防 止等」に示す。 可搬型モニタリングポスト,可 搬型放射線計測装置,小型船舶及		
			び代替気象観測設備は,他の設備 から独立して単独で使用可能と し,他の設備に悪影響を及ぼさな い設計とする。		
			<ul> <li>8.1.2.2.3 容量等</li> <li>基本方針については、「1.1.7.</li> <li>2 容量等」に示す。</li> <li>可搬型モニタリングポスト及び可搬型放射線計測装置は、炉心</li> </ul>		
			の著しい損傷及び原子炉格納容 器の破損が発生した場合に放出 されると予想される放射性物質 の濃度及び放射線量を測定でき る設計とする。		
			なお,可搬型モニタリングポス ト及び可搬型放射線計測装置の 測定上限値は,「発電用軽水型原 子炉施設における事故時の放射 線計測に関する審査指針」等に定		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 問連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	との が び が が に な し  <th>設置許可,技術基準規則</th> <th>Aite star</th>	設置許可,技術基準規則	Aite star
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			める測定上限値を踏まえ設定す		
			る。		
			可搬型モニタリングポストの		
			保有数は,モニタリングポストの		
			機能喪失時の代替としての6台,		
			発電所海側での監視・測定のため		
			の2台,緊急時対策所の加圧判断		
			用としての1台と故障時及び保		
			守点検による待機除外時のバッ		
			クアップ用として2台を保管す		
			る。		
			可搬型放射線計測装置(可搬型		
			ダスト・よう素サンプラ,γ線サ		
			ーベイメータ, β線サーベイメー		
			タ及び電離箱サーベイメータ)の		
			保有数は,放射能観測車の代替並		
			びに発電所及びその周辺(発電所		
			の周辺海域を含む。)において発		
			電用原子炉施設から放出される		
			放射性物質の濃度及び放射線量		
			を測定し得る十分な台数として		
			2台と故障時及び保守点検によ		
			る待機除外時のバックアップ用		
			として1台を保管する。		
			可搬型放射線計測装置のうち		
			α線サーベイメータの保有数は,		
			発電所及びその周辺(発電所の周		
			辺海域を含む。)において発電用		
			原子炉施設から放出される放射		
			性物質の濃度を測定し得る十分		
			な台数として1台と故障時及び		
			保守点検による待機除外時のバ		
			ックアップ用として1台を保管		
			する。		
			小型船舶は,発電所の周辺海域		
			において,発電用原子炉施設から		
			放出される放射性物質の濃度及		

 $\sim$ 



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番

 ・様示二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定根拠に関する説明書別添-1)

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			び放射線量の測定を行うために		
			必要な設備及び要員を積載し得		
			る十分な艇数として1艇と故障		
			時及び保守点検による待機除外		
			時のバックアップ用として1艇		
			を保管する。		
			代替気象観測設備は,「発電用		
			原子炉施設の安全解析に関する		
			気象指針」に定める観測項目を測		
			定できる設計とする。		
			代替気象観測設備の保有数は,		
			気象観測設備が機能喪失しても		
			代替し得る十分な台数として1		
			台と故障時及び保守点検による		
			待機除外時のバックアップ用と		
			して1台を保管する。		
			可搬型モニタリングポスト, 可		
			搬型ダスト・よう素サンプラ, γ		
			線サーベイメータ, β線サーベイ		
			メータ, α線サーベイメータ, 電		
			離箱サーベイメータ及び代替気		
			象観測設備の電源は, 蓄電池又は		
			乾電池を使用し,予備品と交換す		
			ることで,重大事故等時の必要な		
			期間測定できる設計とする。		
			$\Diamond$		
			8.1.2.2.4 環境条件等		
			基本方針については,「1.1.7.		
			3 環境条件等」に示す。		
			可搬型モニタリングポストは,		
			第1保管エリア,第2保管エリ		
			ア,第4保管エリア及び緊急時対		
			策建屋内に保管し,並びに屋外に		
			設置し,想定される重大事故等時		
			における環境条件を考慮した設		
			計とする。可搬型モニタリングポ		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			ストの操作は,重大事故等時にお		
			いて設置場所で可能な設計とす		
			可搬型放射線計測装置は,緊急		
			時対策建屋内に保管し,及び屋内		
			又は屋外で使用し,想定される重		
			大事故等時における環境条件を		
			考慮した設計とする。可搬型放射		
			線計測装置の操作は,重大事故等		
			時において使用場所で可能な設		
			計とする。		
			小型船舶は,第1保管エリア及		
			び第4保管エリアに保管し,並び		
			に屋外で使用し,想定される重大		
			事故等時における環境条件を考		
			慮した設計とする。また、小型船		
			船は,海で使用するため,耐腐食		
			性材料を使用する設計とする。小		
			型船舶の操作は,重大事故等時に		
			おいて使用場所で可能な設計と		
			する。		
			代替気象観測設備は,第2保管		
			エリア及び第4保管エリアに保		
			管し,並びに屋外に設置し,想定		
			される重大事故等時における環		
			境条件を考慮した設計とする。代		
			替気象観測設備の操作は,重大事		
			故等時において設置場所で可能		
			な設計とする。		
			$\Diamond$		
			8.1.2.2.5 操作性の確保		
			基本方針については、「1.1.7.		
			4 操作性及び試験・検査性」に示		
			す。		
			可搬型モニタリングポスト及		
			び代替気象観測設備は,屋内及び		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 問連する資料>
 ・様式-1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別該-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			屋外のアクセスルートを通行し、		
			車両等により運搬することがで		
			きるとともに,設置場所におい		
			て,固縛等の転倒防止措置が可能		
			な設計とする。可搬型モニタリン		
			グポスト及び代替気象観測設備		
			は,測定器と蓄電池を簡便な接続		
			方式により確実に接続できると		
			ともに,設置場所において,操作		
			スイッチにより操作ができる設		
			計とする。		
			可搬型放射線計測装置は,屋内		
			及び屋外のアクセスルートを通		
			行し,人が携行して使用可能な設		
			計とする。可搬型放射線計測装置		
			は, 使用場所において, 操作スイ		
			ッチにより操作ができる設計と		
			する。		
			小型船舶は, 屋外のアクセスル		
			ートを通行し,車両等により運搬		
			することができる設計とする。小		
			型船舶は,使用場所において,操		
			作スイッチにより起動し, 容易に		
			操縦ができる設計とする。		
			$\Diamond$		
			8.1.2.3 主要設備及び仕様		
			放射線管理設備の主要設備及		
			び仕様を第 8.1-2 表に示す。 ô		
			8.1.2.4 試験検査		
			基本方針については、「1.1.7.		
			4 操作性及び試験・検査性」に示		
			可搬型モニタリングポスト,可		
			搬型放射線計測装置のうちγ線		
			サーベイメータ, β線サーベイメ		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	との対比衣 設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
12m 盔平规则 · 解秋	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	
			ータ, α線サーベイメータ及び電		
			離箱サーベイメータ並びに代替		
			気象観測設備は,発電用原子炉の		
			運転中又は停止中に,模擬入力に		
			よる機能・性能の確認(特性確認)		
			及び校正ができる設計とする。		
			可搬型放射線計測装置のうち		
			可搬型ダスト・よう素サンプラ及		
			び小型船舶は,発電用原子炉の運		
			転中又は停止中に,機能・性能の		
			確認(特性確認)及び外観の確認		
			ができる設計とする。		
			<₽		
			第 8.1-2 表 放射線管理設備		
			(重大事故等時)の主要機器仕様		
			(1) 環境モニタリング設備		
			a. 移動式モニタリング設備		
			(a) 可搬型モニタリングポスト		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			<ul> <li>緊急時対策所(重大事故等時)</li> </ul>		
			種 類 NaI(T1)シンチレーショ		
			ン式検出器		
			半導体式検出器		
			計測範囲 0~10 <sup>9</sup> nGy/h		
			台数9(予備2)		
			伝送方法 衛星系回線		
			(b) 可搬型放射線計測装置		
			(b-1) <u>可搬型ダスト・よう素サン</u>		
			<u>プラ</u>		
			台 数 2 (予備1)		
			(b-2) <u>γ線サーベイメータ</u>		
			種 類 NaI(T1)シンチレーショ		
			ン式検出器		
			計測範囲 0~30k s-1		
			台 数 2 (予備1)		



【○○条○○】: 関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番 <関連する資料> ・様式-1への展開表(補足説明資料) ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1) :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	備考
这种本中观到 冲积	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	ст. ни
			(b-3) <u>β線サーベイメータ</u> ①e		
			種 類 GM管式検出器		
			計測範囲 0~100k min <sup>-1</sup>		
			台 数 2 (予備1)		
			(b-4) <u>α線サーベイメータ</u>		
			種 類 ZnS(Ag)シンチレーショ		
			ン式検出器		
			計測範囲 0~100k min <sup>-1</sup>		
			台 数 1 (予備1)		
			(b-5) <u>電離箱サーベイメータ</u> ①		
			d		
			種 類 電離箱式検出器		
			計測範囲 0.001 mSv/h~1000		
			mSv⁄h		
			台 数 2 (予備1)		
			b. 小型船舶		
			艇数1(予備1)		
			①(①c 重複)		
			c. 代替気象観測設備		
			観測項目 風向, 風速, 日射量,		
			放射収支量, 降水量		
			台数1(予備1)		
			伝送方法 衛星系回線		
			(2) プロセス放射線モニタリン		
			グ設備		
			a. 格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ (D/W)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			·計装設備(重大事故等対処設		
			備)		
			• 放射線管理設備(通常運転時		
			等)		
			個数 2		
	1			1	l



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

	設工認申請書	設置許可申請書	設置許可申請書	設置許可,技術基準規則	
技術基準規則・解釈	基本設計方針(後)	本文	添付書類八	及び基本設計方針との対比	備考
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> Sv/h~10 <sup>5</sup> Sv/		
			h		
			b.格納容器内雰囲気放射線モニ		
			タ (S/C)		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			・原子炉プラント・プロセス計装		
			<ul> <li>計装設備(重大事故等対処設)</li> </ul>		
			備)		
			<ul> <li>放射線管理設備(通常運転時</li> </ul>		
			等)		
			個 数 2		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> Sv/h~10 <sup>5</sup> Sv/		
			h		
			c.フィルタ装置出口放射線モニ		
			<i>A</i>		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			<ul> <li>計装設備(重大事故等対処設</li> </ul>		
			備)		
			・水素爆発による原子炉格納容		
			器の破損を防止するための設備		
			個 数 2		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> mSv/h~10 <sup>5</sup> mSv		
			h		
			d. 耐圧強化ベント系放射線モニ		
			<i>A</i>		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			·計装設備(重大事故等対処設		
			備)		
			個数 2		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> mSv/h~10 <sup>5</sup> mSv		
			h		
			<₽		
			(3) エリア放射線モニタリング		
			設備		
			a.使用済燃料プール上部空間放		
			射線モニタ(高線量,低線量)		
			兼用する設備は以下のとおり。		



【○○条○○】:関連する資料と基本設計方針を紐づけるための付番
 (関連する資料)
 ・様式二1への展開表(補足説明資料)
 ・技術基準要求機器リスト(設定抵拠に関する説明書別談-1)
 :前回提出時からの変更箇所

様式-7

技術基準規則・解釈	設工認申請書 基本設計方針(後)	設置許可申請書 本文	設置許可申請書 添付書類八	設置許可,技術基準規則 及び基本設計方針との対比	備考
			・使用済燃料プールの冷却等の		
			ための設備		
			·計装設備(重大事故等対処設		
			備)		
			高線量		
			個数 1		
			計測範囲 10 <sup>1</sup> mSv/h~10 <sup>8</sup> mSv		
			h		
			低線量		
			個 数 1		
			計測範囲 10 <sup>-2</sup> mSv/h~10 <sup>5</sup> mSv		
			h		
			3		
			b.緊急時対策所可搬型エリアモ		
			ニタ		
			兼用する設備は以下のとおり。		
			<ul> <li>緊急時対策所(重大事故等時)</li> </ul>		
			種 類 半導体式検出器		
			計測範囲 0.01µSv/h~999.9m		
			Sv⁄h		
			台 数 1 (予備1)		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第75条 監視測定設備】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

各条文の設計の考え方

第	75条(監視測定設備)						
	技術基準の条文、解釈への	D適合性に関する考え方					
No.	基本設計方針で 記載する事項	適合性の考え方(理由)	項-号	解釈	添付書類		
1	放射性物質の濃度及び放 射線量の監視測定設備の 施設	技術基準の要求を受けた内容とし て記載している。	1	1	a, c, e, f, g, h		
(2)	放射線物質の濃度及び放 射線量の測定能力	同上	1	1 a)	—		
3	常設モニタリング設備の 代替設備	同上	1	1 b)	с		
4	常設モニタリング設備の 代替交流電源からの給電	同上	1	1 c)	b, f		
5	代替気象観測設備の施設	同上	2	_	d, e		
2.	設置許可本文のうち,基2	は設計方針に記載しないことの考え方	ī				
No.	項目	考え方			添付書類		
1	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため	記載しな	い。	—		
2	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記 い。	日載のため	り記載しな	—		
3	電源設備	第72条に対する内容であり、本条文	第72条に対する内容であり、本条文では記載しない。				
4	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しな	a, c				
5	監視	第 34 条に対する内容であり、本条文	第34条に対する内容であり、本条文では記載しない。				
6	モニタリングポストの警 報	第47条に対する内容であり、本条文	てでは記載	はしない。	_		
7	プロセスモニタリング設 備	第73条に対する内容であり、本条文	てでは記載	はしない。	_		
8	使用済燃料プール上部の 空間線量率の測定	第69条に対する内容であり、本条文	てでは記載	成しない。	_		
9	緊急時対策所の放射線量 監視	第76条に対する内容であり、本条文	てでは記載	えしない。	_		
3.	設置許可添八のうち,基2	は設計方針に記載しないことの考え方	ī				
No.	項目	考え方			添付書類		
$\langle 1 \rangle$	重複記載	設置許可の中で重複記載があるため		-	—		
2>	記載箇所の呼び込み	設置許可内での呼び込みに関する記 い。	_				
3>	使用済燃料プール上部の 空間線量率の測定	第 69 条に対する内容であり、本条文	てでは記載	成しない。	_		
$\langle \!$	プロセスモニタリング設 備	第73条に対する内容であり、本条文	てでは記載	成しない。	_		
$\langle 5 \rangle$	緊急時対策所の放射線量 監視	第76条に対する内容であり、本条文	てでは記載	成しない。	_		

設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書に係る様式-6

【第75条 監視測定設備】

-:該当なし
 :前回提出時からの変更箇所

様式-6

6	主要設備及び仕様	要目表に記載しているため記載しない。	a, c
$\langle 7 \rangle$	設備の詳細仕様	設備の補足的な記載であり記載しない。	_
$\langle \$ \rangle$	多様性,位置的分散	第54条に対する内容であり、本条文では記載しない。	—
$\langle 9 \rangle$	悪影響防止	同上	—
$\langle 0 \rangle$	容量等	同上	_
$\langle \rangle$	環境条件等	同上	—
$\langle \rangle$	操作性の確保	同上	—
13>	試験検査	同上	—
4.	詳細な検討が必要な事項		
No.	書類名		
а	要目表		
b	単線結線図		
с	設備別記載事項の設定根拠に関する説明書		
d	環境測定装置(放射線管理用計測装置に係るものを除く。)の構造図及び取付箇所を明示した図		
	面		
е	安全設備及び重大事故等対処設備が使用される条件の下における健全性に関する説明書		
f	放射線管理用計測装置の構成に関する説明書		
g	放射線管理用計測装置の系統図及び検出器の取付箇所を明示した図面並びに計測範囲及び警報		
	動作範囲に関する説明書		
h	管理区域の出入管理設備及び環境試料分析装置に関する説明書		
i	発電用原子炉の設置の許可との整合性に関する説明書		
j	設計及び工事に係る品質マネジメントシステムに関する説明書		

75 条-2